

那覇市公報

第 1 4 5 8 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

規 則

- 那覇市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則
(消防本部総務課) 329
- 那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 331
- 那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する
規則 (人事課) 334
- 那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 336
- 那覇市健康診査費用徴収規則の一部を改正する規則 (健康推進課) 338
- 那覇市建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会規則の一部を改正
する規則 (建設企画課) 340

訓 令

- 那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令 (経営企画室) 341

告 示

- 那覇広域都市計画地区計画の変更、那覇広域都市計画一団地の住宅施設の
変更について (都市計画課) 342
- 平成 19 年 (2007 年) 5 月那覇市議会臨時会の招集について (総務課) 342
- 那覇広域都市計画道路の変更について (都市計画課) 343
- 平成 19 年 (2007 年) 5 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示に
ついて (総務課) 344
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 344

- 平成 19 年 (2007 年) 5 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について (総務課) 344
- 随意契約の公表について (クリーン推進課) 345
- 平成 19 年 (2007 年) 5 月那覇市議会臨時会の招集について (総務課) 346
- 平成 19 年度市政功労者の表彰について (秘書広報課) 346
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 348

公 告

- 一の敷地とみなすこと等の認定の取消しについて (建築指導課) 349
- 住民票の職権消除の公示について (市民課) 349

上下水道局規程

- 那覇市上下水道局被服貸与規程の一部を改正する規程 351

上下水道局告示

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定取り消しについて 353
- 那覇市排水設備指定工事店の異動について 354

教育委員会告示

- 那覇市教育委員会庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱について 355

規 則

那覇市規則第29号

平成19年 5 月 30 日

公 布 済

那覇市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市消防団員等公務災害補償条例施行規則(昭和51年那覇市規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(委任) 第19条 [略]	(委任) 第17条 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第30号

平成19年 5 月 30 日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(加算を受ける職員及び加算割合) 第55条の2 条例第26条第4項(条例第26条の4第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員その他の職員として規則で定めるものは、行政職給料表及び医療職給料表の適用を受ける職員で主査、<u>技査その他これらに相当するものとして市長が定める職員とする。</u> 2 [略] [別表第3 別記]	(加算を受ける職員及び加算割合) 第55条の2 条例第26条第4項(条例第26条の4第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員その他の職員として規則で定めるものは、行政職給料表及び医療職給料表並びに<u>那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年那覇市条例第3号)第5条第1項の給料表の適用を受ける職員で主査その他これに相当するものとして市長が定める職員とする。</u> 2 [略] [別表第3 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市職員の給与に関する規則別表第3の規定は、平成19年4月1日から適用する。

[改正前 別記]

別表第3(第10条関係)

組織	職	支給割合
市長事務部局	[略]	
	副部長 公室長 局長 管理センター長	[略]
	参事	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表第3(第10条関係)

組織	職	支給割合
市長事務部局	[略]	
	副部長 公室長 局長 管理センター長 <u>参事(市長の定めるものに限る。)</u>	[略]
	<u>参事(市長の定めるものを除く。)</u>	[略]
	[略]	
[略]		

那覇市規則第31号

平成19年 5 月 30 日

公 布 済

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(昇給日) 第32条 条例第10条第3項の規則で定める日は、第36条から<u>第36条の3</u>までに定めるものを除き、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)とする。 (勤務成績の証明) 第33条 条例第10条第3項の昇給(第36条から第36条の3までに定めるところにより行うものを除く。第34条及び第35条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。 (研修、表彰等による昇給) 第36条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長の定めるところにより、当該各号に定める日に、条例第10条第3項の昇給をさせることができる。 (1)～(3) [略] (昇任による昇給) 第36条の3 <u>職員が次の各号に掲げる職から当該各号に定める職に昇任した場合には、市長の定めるところにより、当該昇任の日に、条例第10条第3項の昇給をさせることができる。</u> (1) <u>副部長その他これに相当する職</u> <u>部長その他これに相当する職</u> (2) <u>課長その他これに相当する職</u> <u>副部長その他これに相当する職</u> (3) <u>係長その他これに相当する職</u> <u>課</u>	(昇給日) 第32条 条例第10条第3項の規則で定める日は、第36条から<u>第36条の2</u>までに定めるものを除き、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)とする。 (勤務成績の証明) 第33条 条例第10条第3項の昇給(第36条から第36条の2までに定めるところにより行うものを除く。第34条及び第35条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。 (研修、表彰等による昇給) 第36条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長の定めるところにより、当該各号に定める日に、条例第10条第3項の昇給をさせることができる。 (1)～(3) [略] <u>(4) 職員が市長の定める職に昇任した場合 昇任の日</u>

<u>長その他これに相当する職</u> <u>(4) 主事その他これに相当する職 係</u> <u>長その他これに相当する職</u> <u>2 職員が前項に規定する昇任以外の昇</u> <u>任をした場合は、同項の職員との均衡を</u> <u>考慮して市長が定める方法により号給</u> <u>を調整することができる。</u>	
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第32号

平成19年 5 月 30 日

公 布 済

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第5 別記]	[別表第5 別記]
備考 別表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	

付 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第5(第7条関係)

勤務箇所	現業職員	調整額
クリーン推進課	[略]	
	<u>廃掃法に基づく技術管理者及び特別管理産業廃棄物管理責任者の双方に任命された現業職員</u>	[略]

[改正後 別記]

別表第5(第7条関係)

勤務箇所	現業職員	調整額
クリーン推進課	[略]	
	<u>廃棄物の収集業務等又は搬入指導業務等を本務とし、廃掃法に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者に任命された現業職員</u>	<u>13,000円</u>
	廃掃法に基づく技術管理者及び特別管理産業廃棄物管理責任者の双方に任命された現業職員	[略]
<u>管財課</u> <u>労働農水課</u> <u>道路建設課</u> <u>こどもみらい課</u> <u>市民課</u> <u>文化振興課</u> <u>教育委員会総務課</u>	<u>廃掃法に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者に任命された現業職員</u>	<u>6,500円</u>

那覇市規則第33号

平成19年 5 月 30 日

公 布 済

那覇市健康診査費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市健康診査費用徴収規則の一部を改正する規則

那覇市健康診査費用徴収規則(平成10年那覇市規則第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(種類) 第2条 この規則において、健康診査とは次の各号に掲げるものをいう。 (1)～(7) [略] <u>(8) 骨粗^{しょう}鬆症検診</u> <u>(9)～(10) [略]</u> (対象者) 第3条 健康診査の対象者は、本市に住所を有する者で、次の各号の区分に従い当該各号に定める要件に該当するものとする。この場合において、対象者には、健康診査を受診する会計年度中に対象年齢に達する者を含むものとする。 (1)～(4) [略] <u>(5) 前条第8号の健康診査 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳又は70歳の女性</u> <u>(6) 前条第9号の健康診査 過去に肝炎ウイルス検診又は肝機能治療を受けたことのある者以外の者で、次に掲げる検診の区分に応じて次のいずれかに該当するもの</u> ア 節目検診 <u>40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳又は70歳の者</u> イ 節目外検診 <u>ア以外の保健事業の健康診査の対象者のうち過去に肝機能異常を指摘されたことのある者、広範な外科的処置を受けたことのある者、妊娠・分娩時に多量に出血したことのある者であって定期的に肝機能検査を受けていないもの又は基本健康診査においてGPT値により要指導とされた者</u> <u>(7) 前条第10号の健康診査 30歳から39歳までの者で健康診査を受ける機</u>	(種類) 第2条 [略] (1)～(7) [略] <u>(8)～(9) [略]</u> (対象者) 第3条 [略] (1)～(4) [略] <u>(5) 前条第8号の健康診査 過去に肝炎ウイルス検診又は肝機能治療を受けたことのある者以外の者で、次に掲げる検診の区分に応じて次のいずれかに該当するもの</u> ア 節目検診 <u>40歳の者</u> イ 節目外検診 <u>ア以外の保健事業の健康診査の対象者のうち41歳から75歳までの者で、平成19年度の基本健康診査においてGPT値により要指導とされた者又は肝炎ウイルス検診の受診機会を逃した者</u> <u>(6) 前条第9号の健康診査 30歳から39歳までの者で健康診査を受ける機</u>

会のないもの

別表(第4条関係)

健康診査の種類		個別 検診	集団 検診
[略]			
胃がん検診			[略]
[略]			
肺がん検診(読影のみ)			[略]
肺がん検診(読影 かくだん +喀痰)			[略]
[略]			
歯周疾患検診		[略]	
骨粗鬆症検診 ^{しょう}		1,400円	△
肝炎ウイルス検診 (節目検診)	C型+B型	1,200円	700円
	C型のみ	1,100円	600円
	B型のみ	600円	[略]
肝炎ウイルス検診 (節目外検診)	[略]		
	C型のみ	1,600円	[略]
	B型のみ	1,200円	[略]
[略]			

備考 [略]

会のないもの

別表(第4条関係)

健康診査の種類		個別 検診	集団 検診
[略]			
胃がん検診		1,100円	[略]
[略]			
肺がん検診(読影のみ)		200円	[略]
肺がん検診(読影 かくだん +喀痰)		700円	[略]
[略]			
歯周疾患検診		[略]	
肝炎ウイルス検診 (節目検診)	C型+B型	1,000円	600円
	C型のみ	900円	500円
	B型のみ	500円	[略]
肝炎ウイルス検診 (節目外検診)	[略]		
	C型のみ	1,500円	[略]
	B型のみ	1,100円	[略]
[略]			

備考 [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 5 別表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。

付 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

那覇市規則第34号

平成19年 5 月 30 日

公 布 済

那覇市建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則

那覇市建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会規則(平成17年那覇市規則第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第8条 委員会の庶務は、総括的事務については建設管理部都市施設管理センター管理企画室において、その他の事務については建設管理部又は都市計画部の各担当課(課としての室を含む。)において処理する。	(庶務) 第8条 委員会の庶務は、総括的事務については建設管理部建設企画課において、その他の事務については建設管理部又は都市計画部の各担当課(課としての室を含む。)において処理する。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

訓 令

那覇市訓令第10号

平成19年5月31日

施 行 済

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(専決事項等) 第5条 [略] 2 [略] 3 前項の規定にかかわらず、副市長は同項に規定する参事監に対して部の事務について部長級としての専決権を、部長は同項に規定する参事に対して課の事務について副部長級としての専決権を付与することができる。	(専決事項等) 第5条 [略] 2 [略] 3 前項の規定にかかわらず、副市長は同項に規定する参事監に対して部の事務について部長級としての専決権を、部長は同項に規定する参事に対して課の事務(当該参事が複数の課を所管する場合は、当該複数の課の事務)について副部長級としての専決権を付与することができる。
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合は、当該改正後部分を加える。	

付 則

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 3 3 号

平成 1 9 年 5 月 7 日

掲 示 済

那覇広域都市計画地区計画の変更、那覇広域都市計画一団地の住宅施設の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 那覇広域都市計画地区計画（那覇市石嶺市営住宅地区地区計画）
- (2) 那覇広域都市計画一団地の住宅施設（石嶺公営住宅）

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 那覇広域都市計画地区計画（那覇市石嶺市営住宅地区地区計画）
那覇市首里石嶺町 2 丁目の一部及び首里石嶺町 4 丁目の一部
- (2) 那覇広域都市計画一団地の住宅施設（石嶺公営住宅）
那覇市首里石嶺町 2 丁目の一部及び首里石嶺町 4 丁目の一部

3 縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎 5 階）

那覇市告示第 3 4 号

平成 1 9 年 5 月 8 日

掲 示 済

平成 19 年（2007 年）5 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 19 年（2007 年）5 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 19 年 5 月 15 日 (火)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 教科書検定に関する意見書
 - (2) 「集団自決」に関する修正意見撤回を文科省へ求める意見書採択について
 - (3) 委員会への付託陳情
 - とまりん一部売却における公募実施条件について
 - 更生保護施設あけぼの寮の新築移転への助成金について
 - 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関することについて

那覇市告示第 3 5 号

平成 1 9 年 5 月 8 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路の変更について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画道路の変更をしたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類
 - 那覇広域都市計画道路
- 2 都市計画の名称及び都市計画を変更する土地の区域
 - 3・5・那 1 5 号 牧志壺屋線
変更する部分 那覇市牧志 3 丁目の一部
- 3 縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課 (那覇市銘苅 2-3-1 銘苅庁舎 5 階)

那覇市告示第 3 6 号

平成 1 9 年 5 月 1 0 日

掲 示 済

平成 19 年 (2007 年) 5 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 19 年 (2007 年) 5 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付議事件名

1 委員会への付託陳情

識名市営住宅建替事業に伴う、隣接道路拡幅と地域集会所拡張について

那覇市告示第 3 7 号

平成 1 9 年 5 月 1 1 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第 3 8 号

平成 1 9 年 5 月 1 4 日

掲 示 済

平成 19 年 (2007 年) 5 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 19 年 (2007 年) 5 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付議事件名

1 委員会への付託陳情

那覇市立泊小学校校舎及び体育館全面改築について

那覇市告示第 3 9 号

平成 1 9 年 5 月 1 8 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 2 1 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

契約を締結する前

契約内容（役務の名称及び数量）	クリーン推進課敷地内除草等環境美化業務委託
契約相手方の決定方法又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 1 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。 2 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 臨時的かつ短期な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 4 本市と契約実績あり、且つ当該履行状況が良好であること。
申請方法	1 見積書提出
契約担当課	環境部クリーン推進課（889-3567）

* 詳細は契約担当課までお問い合わせください。

那覇市告示第 4 0 号

平成 1 9 年 5 月 2 1 日

掲 示 済

平成 19 年 (2007 年) 5 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 19 年 (2007 年) 5 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 19 年 5 月 29 日 (火)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて(那覇市税条例の一部を改正する条例制定)
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて(那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)
 - (3) 平成 19 年度那覇市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)
 - (4) 専決処分の報告について (車両人身事故)
 - (5) 専決処分の報告について(証人等の実費弁償に関する条例及び那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定)
 - (6) 専決処分の報告について (車両物損事故)
 - (7) 専決処分の報告について (公園樹木の倒木による車両物損事故)
 - (8) 専決処分の報告について (歩道上転倒事故)
 - (9) 専決処分の報告について (街路樹枝折れによる物件損傷事故)
 - (10) 専決処分の報告について (車両物損事故)
 - (11) 専決処分の報告について (車両物損事故)

那覇市告示第 4 1 号

平成 1 9 年 5 月 2 1 日

掲 示 済

平成 19 年度市政功労者の表彰について

平成 19 年度那覇市政功労者の表彰について那覇市政功労者表彰条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、次の者を那覇市政功労者として表彰したので、同条例第 5 条第 2 項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

登録番号 3 3 9 号

氏 名 しまぶくろ 島袋 じょうめい 常明 (82 歳)

功績概要 昭和 50 年壺屋陶器事業協同組合の設立に尽力。組合設立当初より相談役として組合に協力、伝統的工芸品としての壺屋焼の地位の確立に貢献。

登録番号 3 4 0 号

氏 名 とくやま 渡久山 ちよ 千代 (81 歳)

功績概要 昭和 51 年那覇伝統織物事業協同組合の設立に尽力、昭和 52 年から平成 8 年までの間、理事及び理事長を歴任。また、首里織後継者育成講師を務めるなど伝統工芸産業の継承発展に貢献。

登録番号 3 4 1 号

氏 名 まえだ 真栄田 せいこう 世行 (73 歳)

功績概要 那覇大綱挽久茂地実行委員長、大綱挽保存会副理事長及び副会長を歴任し、後継者育成、那覇大綱挽の継承発展に尽力。また、那覇市都市提携市民の会福州部会副会長として本市の国際交流事業に貢献。

登録番号 3 4 2 号

氏 名 ほかま 外間 まさお 正男 (72 歳)

功績概要 昭和 49 年から平成 16 年まで 30 年余にわたり民生委員・児童委員を務め、その間那覇第一民児協の会長及び副会長を歴任し、地域福祉の向上に貢献。

登録番号 3 4 3 号

氏 名 ぐし 具志 こうすけ 孝助 (62 歳)

功績概要 昭和 52 年から平成 4 年まで 4 期 14 年余にわたり市議会議員を務める。その後、現在に至るまで 4 期 14 年余にわたり県議会議員を務め、県政、市政を通じ本市発展のために尽力。

登録番号 3 4 4 号

氏 名 のむら 野村 はつこ ハツ子 (83 歳)

功績概要 小学校教諭在職中より児童の読書指導に携わり、退職後の昭和 58 年より児童に本のある遊び場を提供したいとの願いから自費にて「仲井真野村文庫」を開設。地域文庫として児童と父母の読書啓蒙

活動に尽力。

登録番号 3 4 5 号

氏 名 きんじょう かずふみ
金 城 一 史 (77 歳)

功績概要 長年にわたり一般歯科診療の他、学校歯科医、看護学校非常勤講師に携わり学校保健、歯科保健衛生の意識高揚、予防啓発を通じて市民の健康保持増進に尽力。

登録番号 3 4 6 号

氏 名 みやざと よしひろ
宮 里 義 弘 (73 歳)

功績概要 昭和 47 年から平成 10 年までの 27 年間、前島、真和志の両小学校で学校医を務め児童生徒の健康教育、保健指導等に尽力。また、本市の日曜・祭日宅直医制度に長年にわたって従事し、救急医療体制の構築に貢献。

那覇市告示第 4 2 号
平成 1 9 年 5 月 2 1 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

公 告

那覇市公告第 1 9 号

平成 1 9 年 5 月 1 5 日

掲 示 済

一の敷地とみなすこと等の認定の取消しについて

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 8 6 条の 5 第 2 項の規定に基づき、一の敷地とみなすこと等の認定を取り消しましたので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告します。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 認定取消番号
第 1 号
- 2 認定取消年月日
平成 1 9 年 5 月 1 5 日
- 3 対象区域の地名地番
那覇市字真地御殿後原40番1、40番2、40番3、40番4、40番5、40番6、40番7、
40番8、40番9、40番10、40番11、40番12、40番13、40番14、40番15、40番17、
40番18、40番19、40番21、40番22、40番24、40番25、40番26、40番27、
40番28、43番2
- 4 認定の取消しを行った認定番号及び認定年月日
第 1 0 号 昭和 6 1 年 9 月 2 5 日

那覇市公告第 2 3 号

平成 1 9 年 5 月 2 1 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 4 項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

（別紙省略）

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 1 0 号

平 成 1 9 年 4 月 2 6 日

公 布 済

那覇市上下水道局被服貸与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

那覇市上下水道局被服貸与規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局被服貸与規程（１９７０年那覇市水道局規程第２号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表					別表				
種類	数量	期間 (年)	貸与を受ける 職員の職	備考	種類	数量	期間 (年)	貸与を受ける 職員の職	備考
技術服	(A)	2	1	管理課の作業する 現場従事員	上下衣 技工長 技工	技術服	2	1	管理課の作業する 現場従事員
		1	1	検針・異立 議申処及び 閉栓業務に従 事する職員	上下衣				
	(B)	1	1	(1) 技術の技 術員(技師 長を含む)の 技師の技師 の業務に従 事する職員	上下衣 ただし、遂 貸するがと 課認職除 た業行与必 な総長め員 く		1	1	(1) 技術員 (技師を含む) (2) 技師 (3) 量の管 理に従事す る職員 (4) 職務主 たる者総長 と認めた職 員 勤する課長 業務必要と めた職員
		1	3	技術の技 術員(技師 長を含む)の 技師の技師 の業務に従 事する職員					
防寒服	1	3	常時	上下衣		1	3	技術員 (技師を含む) (2) 技師 (3) 量の管 理に従事す る職員 (4) 職務主 たる者総長 と認めた職 員 勤する課長 業務必要と めた職員	上下衣 ※係長 には、相 当者の係 長を兼ね て含む。た だし、遂 貸するがと 課認職除 た業行与必 な総長め員 く。

				<u>オートバイを乗用する職員</u>	
安全靴	(A)	1	1	管理課の業務に就く 現場作業する職員	半長靴、短靴
		1	2	(1) 配水工事、装設工事、防排水給排水設備の維持管理、下水道工事、水道管工事、下水道管工事及び関係業務に従事する職員 (2) <u>常時オートバイを乗用する職員</u>	<u>半長靴</u>
	(B)	1	2	電気機械の操作に係る業務に従事する職員	<u>絶縁靴（機電係職員）</u>

安全靴	作業靴	1	1	の業務に就く 現場作業する職員 管理に就く職員	半長靴、短靴
		1	2	(1) 配水管給水給排水設備の維持管理、下水管工事、下水道工事、下水道管工事、下水道管工事及び関係業務に従事する職員 (2) 員しす	<u>半長靴、短靴</u> ただし、遂行するがと課認職除た業行与必な総長め員く。
	<u>絶縁靴</u>	1	2	電気機械の操作に係る業務に従事する職員	<u>機電係職員</u>

備考

1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）があるときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2 改正後部分に対応する改正部分がないときは、当該改正後部分を加える。

3 改正部分に対応する改正後部分がないときは、当該改正部分を削る。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 5 号

平成 1 9 年 5 月 2 1 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定取り消しについて

別表の事業者については、水道法第 2 5 条の 1 1 第 1 項第 3 号及び那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 8 条第 3 号の規定に基づき指定給水工事事業者の指定を取り消したので、同規程第 1 0 条第 3 号の規定により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

別表

那覇市上下水道局指定給水装置工事指定取り消し事業者

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	取り消し 年月日
6	ミヤセ工業(株)	那覇市 安謝 1 丁目 2 2 番 1 7 号	宮城 保彦	平成 1 9 年 5 月 2 1 日
2 4	(株)オーシャン工業	那覇市 字安里 1 1 7 番地	奥間 邑八	平成 1 9 年 5 月 2 1 日
4 4	(株)サン技研	那覇市 旭町 3 6 番地 2	平良 慶孝	平成 1 9 年 5 月 2 1 日
5 3	オキネツ産業(株)	那覇市 小禄 1 丁目 3 7 番 1 7 号	山口 真粹雄	平成 1 9 年 5 月 2 1 日
1 0 8	(有)丸高設備	浦添市 当山 4 2 4 番地の 1	高崎 利一	平成 1 9 年 5 月 2 1 日
1 4 0	(有)丸友産業	浦添市 当山 5 7 1 番地の 2	友利 弘政	平成 1 9 年 5 月 2 1 日

1 4 6	(有)金城工務店	沖縄市 室川 2 丁目 3 2 番 1 3 号	金城 信勇	平成 1 9 年 5 月 2 1 日
1 6 7	(有)大翔開発	糸満市 西崎 2 丁目 2 7 番 1 1 号	玉城 充	平成 1 9 年 5 月 2 1 日
1 6 9	當山工業	豊見城市 字真玉橋 3 2 1 番地	當山 淳	平成 1 9 年 5 月 2 1 日
1 8 8	(有)南栄設備	嘉手納町 字嘉手納 5 1 番地の 3	川上 清徳	平成 1 9 年 5 月 2 1 日
2 1 6	(有)三光施設工業	浦添市 安波茶 3 丁目 3 7 番 1 号	上里 恵重	平成 1 9 年 5 月 2 1 日
2 4 2	(株)西輝建設	那覇市 泊 1 丁目 4 番 1 4 号	多和田 光男	平成 1 9 年 5 月 2 1 日
2 5 5	(有)上成建設	宜野湾市 我如古 3 丁目 7 番 8 号	奥原 勇	平成 1 9 年 5 月 2 1 日
3 0 0	シンキ設備	北中城村 字島袋 3 0 7 番地	知花 進	平成 1 9 年 5 月 2 1 日

那覇市上下水道局告示第 6 号

平成 1 9 年 5 月 2 2 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

指定 (登録) 番号 第 5 1 号
 指定工事店名 株式会社 三星建設
 営業所所在地 豊見城市字豊見城 4 9 3 番地 1
 代表者名 瀬長 盛助
 指定の有効期間 平成 1 8 年 4 月 1 日
 平成 2 3 年 3 月 3 1 日
 異動年月日 平成 1 9 年 4 月 2 5 日
 異動事由 住所の変更

指定 (登録) 番号 第 1 4 7 号
指定工事店名 株式会社 沖尚設備
営業所所在地 那覇市首里末吉町 3 丁目 9 番地 2
代表者名 末吉 俊之
指定の有効期間 平成 1 8 年 4 月 1 日
平成 2 3 年 3 月 3 1 日
異動年月日 平成 1 9 年 4 月 5 日
異動事由 代表者の変更

教育委員会告示

那覇市教育委員会告示第 4 号
平成 1 9 年 5 月 1 5 日
掲 示 済

那覇市教育委員会庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱について

那覇市教育委員会庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱を次のとおり定める。

那覇市教育委員会
教育長 桃 原 致 上

那覇市教育委員会庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱

那覇市教育委員会庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等については「那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱 (昭和61年2月3日那覇市告示第31号)」の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年5月15日から施行する。
- 2 那覇市教育委員会庁舎清掃業務委託指名競争入札参加資格及び指名基準等に関する要綱 (昭和 5 4 年 2 月 2 1 日那覇市教育委員会告示第 1 号) は廃止する。